

令和8年度いばらきクリエイティブ・コンテンツ人材育成補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、本県におけるクリエイティブ・コンテンツ産業の振興を図るため、県内の学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する法人）又は準学校法人（同法第152条第5項に規定する法人）（以下「学校法人等」という。）並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条に規定する国立大学法人に対し、当該学校法人等の設置する県内の専修学校等が行うクリエイターの育成・確保に関する教育のための講座等の開講に必要な経費の全部又は一部に対して、予算の範囲内において令和8年度いばらきクリエイティブ・コンテンツ人材育成補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 本補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 学校法人等が県内に設置する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校又は大学並びに同法第124条に規定する専修学校
※広域通信制の学校は対象外
- (2) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条に規定する、県内の国立大学

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は別表1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

- (1) 国、県又は市町村の支出する他の補助金の交付を受ける事業
- (2) 国、県又は市町村が出資する財団法人等からの助成金の交付を受ける事業
- (3) 第6条に定める補助金の交付決定時において、既に着手している事業
- (4) その他、当該補助事業の趣旨に反する事業

(補助対象経費及び補助額等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2のとおりとする。

2 交付する補助金の額は、一事業者あたり74万8,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期日までに交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 当該補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び地方消費税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消

費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定の通知)

第6条 規則第7条の規定による通知は、交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から14日以内とする。

2 前項の規定による申請の取下げをしようとする補助事業者は、前条の規定による通知のあった日から14日以内に交付申請取下届出書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容変更等)

第8条 第6条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該補助金の交付の対象となった事業(以下「補助事業」という。)に要する経費の配分の変更(補助対象経費の額の30パーセント以内の変更を除く。)又は事業内容の変更をしようとするときは、あらかじめ計画変更承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を、速やかに知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の実施)

第9条 補助事業の実施期限は、当該年度の3月1日とする。ただし、やむを得ない事由により期限までに事業を完了できないときは、直ちに計画変更承認申請書(様式第4号)により知事に申し出た上で、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。)は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月1日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定の通知)

第11条 規則第14条の規定による通知は、補助金額確定通知書(様式第7号)により行うものとする。

(交付決定の取消等)

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当した場合には、第6条の交付決定の全部又は一部を取消又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき
- (2) 補助事業者が、補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助事業者が、当該交付要項及び第15条の規定により別に定める事項、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は知事の指示に違反したとき

(4) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適当な行為をしたとき

(5) 補助事業者が、茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当するに至ったとき

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 13 条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第 8 号）により速やかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

（証拠書類の保存）

第 14 条 補助事業者は補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

（その他必要な事項）

第 15 条 知事は、この要項に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項を別に定めることができる。

付則

この要項は、令和 8 年 5 月 27 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

補助対象事業
<p>第 3 条に規定する者が、アニメーション制作に関する講座を開講する場合、その経費の全部又は一部を補助する。</p> <p>ただし、以下の条件を全て満たすものに限る。</p> <p>①当該講座の開講期間が、補助金の交付決定のあった日の属する年度の 3 月 1 日までに実績報告書が提出できるものであること。</p> <p>②当該講座において、受講者が一人以上いること。</p> <p>③対面での講座は、茨城県内において実施すること。</p>

別表 2 (第 4 条関係)

補助対象経費	備考
報 償 費	外部講師への謝金（講義内容の企画含む）、手当等
旅 費	補助事業実施に要する教職員、講師の交通費等
需 用 費	事業実施に直接必要となる消耗品費、教材購入費、印刷製本費等
そ の 他 経 費	その他、補助事業実施にあたり知事が必要と認める経費